

【地区計画等の届出について】

1. 行為に着手する日の30日前までに提出してください。(都市計画法第58条の2第1項)
2. 電子データによる事前審査を実施しています。
詳しくは、都市計画係の地区計画担当者へお問合せください。(089-964-4412)
3. 届出に必要な添付書類（2部）

行為の種類	添付書類	縮尺	備考（詳細は届出書類チェックシート参照）
共通事項	位置図	1/2,500程度	・方位、当該行為場所を着色
	公図	—	・写し可、登記情報提供サービスによる地図情報でも可 ・当該行為場所を着色
	土地登記事項証明書	—	・敷地又は区域の土地登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの、写し可又は登記情報提供サービスによる不動産登記情報(全部事項)でも可、要約書は不可）
	委任状	—	・代理者が届出を行う場合（委任者の押印必要）
	その他	—	・参考となるべき事項を記載した図書を添付
土地の区画形質の変更	求積図	1/100程度	・敷地及び区画形質の変更区域
	造成計画平面図	1/100程度	
	横断面図	1/100程度	・2方向
	構造図	1/20程度	・新規擁壁等を施工する場合
建築物の建築又は工作物の建設	配置図	1/100程度	・壁面後退線を明記 ・境界線から壁面までの有効距離（建物四隅等）を明記 ・北側、道路斜線の検討位置及び距離、検討結果を明記
	求積図	1/100程度	・敷地面積、建築面積及び各階床面積の求積図・求積表
	各階平面図	1/50又は1/100	・間取、各室の用途、各階の床面積が算定できる寸法の明記
	立面図（4面）	1/50又は1/100	・建築物の最高部の高さ・各部分の高さの寸法を明記 ・北側斜線制限等の検討図を明記 ・屋根及び外壁のマンセル値を明記 ・マンセル値の根拠資料を添付 ・基準外の外壁色彩：その面積と使用割合の計算表 ・外観の色彩などがわかる図面（パース等）
	外構平面図	1/100程度	・各工作物等のW,D,H及び延長、厚さ、数量の明記 ・植栽の樹種、高さ、本数の明記 ・各工作物の断面図及び構造図（メーカーの写し可）
	雨水管断面図	1/20程度	・最終雨水柵から道路側溝までの雨水管敷設断面図を添付
建築物等の用途の変更	配置図	1/100以上	
	各階平面図	1/50又は1/100	・新旧の用途、変更部分の延床面積を明記
	立面図（4面）	1/50又は1/100	
建築物等の形態又は意匠の変更	配置図	1/100以上	
	立面図（4面）	1/50又は1/100	・形態又は意匠の変化がわかる図面 ・屋根及び外壁のマンセル値を明記 ・マンセル値の根拠資料を添付

※留意事項

- ・届出書記載の数値等が添付図面で確認できるように書類を整えてください。